

霧島市民・事業者の皆様へ

省エネ家電への 買換えを支援します！

霧島市省エネ家電買換支援事業補助金

最大
3万円
補助



事業の目的

霧島市では、エネルギー価格の高騰による負担の軽減や温室効果ガス排出量の削減を図るため、既存の家電から一定基準を満たす省エネ家電に買い換える費用の一部を補助します。
※本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

補助の対象

※市ホームページに掲載の「手引き」を必ずご確認ください。

令和6年度の同事業で補助金の交付を受けた方もお申込みいただけます。

■ 市民（1世帯1回限り）

- ・霧島市内に住所を有する方（世帯主）
- ・市税の滞納がない方

■ 事業者（1事業者1回限り）

- ・霧島市内に所在する事業所を運営する方
- ・市税の滞納がない事業者
- ・個人事業主の場合は、事業を営んでいることを証明する書類の提出ができる方
- ・住居兼事業所の場合は、市民又は事業者のいずれか一方で申込可

統一省エネラベル



省エネ性マーク (グリーン又はオレンジ)

- 100%以上
- 70%以上100%未満

省エネ基準達成率
**70%以上の
ものが対象です！**

◆ 補助対象製品

- ・既存の家電製品（冷蔵庫、エアコン、照明器具）からの買換えであって、市内の住居または事業所に設置されるものであること。
- ・冷蔵庫は2021年度、エアコンは2027年度、LED照明器具は2020年度を目標年度とする省エネ基準達成率が70%以上であること。
- ・市内の店舗で購入した新品であること。



冷蔵庫



エアコン



LED照明器具
(電球のみは対象外)

◆ 補助対象経費

- ・家電製品の本体購入費、設置工事費で消費税を除く。なお、家電製品を組み合わせでの申請も可。
- ・クーポン割引、値引き、下取り（買取）代金は、補助対象経費から除く。
- ・国又は地方公共団体が行う他の補助制度との併用は不可。

◆ 補助率、補助限度額

- ・補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）。
- ・省エネ性マークがグリーンなのは上限3万円、オレンジのものは上限2万円。※組み合わせても上限は3万円です。

手続の流れ

事前申込 → 抽選 → 内定通知 → 家電買換え → 申請・請求 → 補助決定・振込

事前申込方法

補助金の交付を希望される方は、次のいずれかの方法により事前申込を行ってください。

- 霧島市ホームページの申込専用フォームに必要事項を入力して送信する方法
- 必要事項を記入した事前申込書（第1号様式）を地域政策課又は各地域振興課に提出する方法
- 必要事項を記入した事前申込書（第1号様式）を地域政策課に郵送する方法（消印有効）

※事前申込書は、市ホームページからダウンロードするか、本チラシの裏面をご利用ください。

事前申込期間：令和7年9月1日～令和7年11月28日 ※抽選後、12月中旬までに結果を郵送します。

購入・設置期間：令和7年2月14日～令和8年2月13日

※抽選前に製品を購入している場合でも、抽選結果によっては、補助金交付内定者とならない場合（落選）があります。

※事前申込みが予算に達しなかった場合は、12月10日以降、随時、事前申込を受付けます。（情報は市ホームページに掲載）

お問合せ

霧島市省エネ家電買換支援コールセンター

TEL：0995-55-8945（平日9時～17時）

※コールセンターは、令和7年8月1日～令和8年2月13日まで開設

霧島市企画部地域政策課内

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号

地域政策課 Eメール：t-seisaku@city-kirishima.jp

詳しくは、市ホームページをご覧ください



霧島市省エネ家電買換支援事業補助金事前申込書

令和 年 月 日

事前申込者	フリガナ		生年月日
	世帯主氏名		大正・昭和・平成 年 月 日生
	住所	〒 899 - 霧島市	
	電話番号	- - ※日中連絡がとれる番号を記入してください。	

購入予定の省エネ家電製品・設置工事	製品名	メーカー	機種型番	省エネ基準達成率	本体購入費(税抜)	設置工事費(税抜)
	(例) LED 照明器具	パナソニック	LSEB1162	123%	18,000	2,000

※事業者の場合、世帯主氏名は「代表者氏名」に、住所は事業所の「所在地」に読み替えてください。
※販売店は霧島市内の店舗に限ります。（市外の店舗や通販等は対象外）
※補助の対象は、省エネ家電製品の本体購入費、設置工事費、設置に必要な部品で、消費税、クーポン等の割引、古い家電製品の下取り（買取）代金を除きます。
※他の団体から補助を受けた省エネ家電製品は本事業の対象となりません。
※製品の変更は可能ですが、補助対象製品であるか確実に確認してください。
※事業者の方は、事前申込みに必要な書類がありますので、必ず市ホームページの手引きを確認してください。

以下の事項に誓約・同意する場合はチェック欄□に「✓」を入れてください。

- ☐ 霧島市内に住民票（事業者は事業所）があり、市税を滞納していません。
- ☐ 暴力団員ではありません。また、暴力団や暴力団員との関係はありません。
- ☐ 霧島市内の店舗で新品の対象省エネ家電製品を購入し、令和8年2月13日までに霧島市内の自宅（事業者は事業所）に設置を完了します。
- ☐ 抽選結果の通知前に家電製品を買い換える場合でも、抽選の結果、補助金交付内定者とならない場合（落選）があることを承知しています。
- ☐ 買換え前の家電製品は、店舗等で適正に処分します。
- ☐ 配達記録の残らない方法で事前申込書を郵送する場合において、事前申込書の不着について霧島市は責任を負いません。その場合、事前申込書が霧島市に到着したか確認がとれないことをもって事前申込（抽選）が行われないことに同意します。
- ☐ 補助金交付要件の該当可否等を審査するため、市が必要な個人情報等の公簿の確認を行うことに同意します。

（注）抽選に当選した場合には、令和7年12月10日を目途に補助金交付申請書（兼請求書）を郵送します。申請の際は、本体購入費と設置工事費の内訳（購入日、購入額明細、機種型番、購入店名・所在）が記載されたレシート又は領収書の写し、買換え後の設置状況写真、買換え前の家電製品の家電リサイクル券排出者控等の写し（冷蔵庫、エアコンのみ）、補助金振込口座の写し等が必要になります。